



デジタル・プラットフォーム事業者が介在する消費者取引に関する新法制定に向けた準備動向

執筆者: 森田 多恵子、角田 龍哉

1 はじめに

[当事務所 DX Law ニューズレター2021年1月7日号「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引に関する新法制定に向けた動き」](#)にて紹介したとおり、近時、消費者保護政策の一環として、デジタル・プラットフォーム事業者が関与する「取引」を巡る規制の整備が進んでおり、2019年12月に消費者庁に設置された「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」の第12回検討会(2021年1月25日開催)において、新しい立法の方向性を示した報告書案が提示されていたところ¹、2021年2月1日、消費者庁のウェブサイトにて報告書(以下「本報告書」といいます。)が公表されるに至りました²。本稿では、本報告書の概要を紹介します。

2 新法が対処する概要

本報告書では、2020年8月に公表された論点整理³や、同月に設立された「オンラインマーケットプレイス協議会(JOMC)」における取組み⁴、12月に公表された報告書骨子案(以下「本報告書骨子案」といいます。)⁵等を踏まえ、消費者とデジタル・プラットフォー

¹ https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/consumer_system_cms101_210125_02.pdf

² https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/assets/consumer_system_cms101_210201_01.pdf

³ https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/pdf/consumer_system_cms101_200831_01.pdf

⁴ <https://www.onlinemarketplace.jp/initiatives/>

⁵ https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/assets/consumer_system_cms101_201224_02.pdf

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

ム事業者が関与する取引を巡って、以下の三点を最優先課題とし、その対応のために必要な新法の制定が提案されています。

- ① 売主の行政規制違反の防止及びこれによる被害救済のためにデジタル・プラットフォーム企業が消費者保護の観点からの措置を講じることが必要となる場合について
- ② デジタル・プラットフォーム企業が躊躇なくそのような措置を講じられるよう、売主に対して負うこととなる契約上又は法的責任を軽減できるようにしつつ、
- ③ あらゆるデジタル・プラットフォームにおいてそのような取組が確保されることを促進する

具体的には、2020年8月に公表された論点整理で挙げられた以下の4つの課題を念頭に、課題1及び課題3に関しては、売主が事業者である、すなわちBtoC取引である場合には、売主である事業者がその名称・住所等を明らかにすべき責任が明確であることから、その義務が果たされていない場合についての対応策を、また、課題4に関しては、自主的な取組及び開示の促進の観点からデジタル・プラットフォーム企業が自主的な取組を通して果たすべき役割を示すとともに、当該取組状況が開示されるような仕組みを設けることを、新法において盛り込むことが適当とされました。

- 課題1: 違法な製品や事故のおそれのある商品等に関わる取引による重大な消費者被害の防止
- 課題2: 緊急時における生活必需品等の流通の確保
- 課題3: 一定の事案における取引の相手方の連絡先の開示を通じた紛争解決・被害回復のための基盤の確保
- 課題4: デジタル・プラットフォーム企業の自主的な取組の促進と取組状況の開示を促すようなインセンティブ設計等

他方で、課題1及び課題3に関して、いわゆるCtoC取引については、売主が負うべき行政上の責任が現状ないことから、デジタル・プラットフォーム企業において、いかなる観点に依拠して、又はいかなる立場から、売主・買主の双方の消費者サイドに対して消費者保護のための取組を行うべきかは、必ずしも明確とはいえないこと、また、課題2に関しては、売主は常に法的責任を負っているわけではなく、仮に以前衛生マスクについて行われたように転売禁止等の法的責任が課せられるとしても、当該責任は、物流上のシステミックリスクへの対処の観点から行われるものであり、消費者保護の観点から売主が負う責任とは性質が異なる面があることから、新法における具体的な対応策は見送られました。

3 新法の具体的内容

本報告書では、新法の具体的内容として、以下の要素が提案されています。

① 適用の対象

新法の適用対象には、取引の対象や規模にかかわらず、BtoCの取引を仲介するデジタル・プラットフォーム事業者(取引デジタル・プラットフォーム提供者)となる一方、デジタル・プラットフォーム事業者自身が当事者となる取引のほか、CtoCの取引やBtoBの取引を仲介するデジタル・プラットフォーム事業者は含まれません。

また、本報告書骨子案でも示されていたとおり、まとめサイト、比較サイト等、デジタル・プラットフォームに該当しないものは、新法の適用対象外となることが本報告書でも確認されています。ただし、本報告書では、CtoC取引に対する規律や、SNSを利用して行われる取引やデジタル広告、不正又は悪質なレビューに関する課題、パーソナルデータのプロファイリングに基づく表示について、どのような規律を設けるべきかという点について、継続して検討が行われる旨も示唆されています。

- いわゆる「取引型」デジタル・プラットフォームを対象とし、その定義としては、透明化法第2条第1項に規定する「デジタル・プラットフォーム」のうち、通信販売取引(BtoC取引)が行われる「場」であるもの、すなわち、当該「場」が、消費者が通

信販売に係る販売業者等(販売業者又は役務の提供の事業を営む者)に対し売買契約又は役務を有償で締結する契約の申込みを行うための機能等を有するものとする。

- 取引デジタル・プラットフォームを事業として単独又は共同して提供する者を「取引デジタル・プラットフォーム提供者」とする。

② 取引デジタル・プラットフォーム提供者の努力義務

取引デジタル・プラットフォーム提供者は、その提供する「場」において行われる通信販売取引の適正の確保及び円滑な紛争の解決の促進のため、以下の措置を講じる努力義務、及びそれらの措置に関する情報開示義務を負い、内閣総理大臣は、これらの義務の遵守に関する指針を策定・公表するものとされています。

- ① 販売業者等と消費者との間の円滑な連絡を確保するための措置を講じること。
- ② 取引デジタル・プラットフォームにおける販売条件等の表示に関し、消費者からの苦情に基づき調査その他の必要と認める措置を講じること。
- ③ 必要に応じて販売業者等に対し、当該販売業者等の所在地等の確認のための資料の提出等を求めること。

③ 商品等の販売停止等

消費者庁は、取引デジタル・プラットフォームにおける商品等の販売条件等の表示が以下の①及び②のいずれにも該当する場合、取引デジタル・プラットフォーム提供者に対し、販売の停止その他の必要な措置をとることを要請することができ、当該要請に関して公表をするものとされています。

- ① 次のイ又はロに掲げる事項について、著しい虚偽表示又は著しい優良・有利誤認表示が認められること。
 - イ) 消費者が当該商品を使用する際の安全性に重大な影響を及ぼす事項。
 - ロ) イのほか、商品等の性能又は内容に関する重要事項として内閣府令で定めるもの。
- ② 当該表示をした販売業者等が特定できない又はその所在が明らかでないことにより当該販売業者等が当該表示を是正することが期待できないこと。

取引デジタル・プラットフォーム提供者が当該要請に応じて措置を講じた場合において、当該措置により販売業者等に生じた損害については、これを免責する仕組みが整備される予定です。この免責の対象としては、主には民事上の責任が想定できますが、具体的にカバーされる責任原因の内容・範囲や、行政上の責任(独禁法等)までカバーされるのかについては、本報告書では明確に示されていません。

④ 売主の身元に関する情報の開示の請求

取引デジタル・プラットフォームを利用する消費者は、販売業者等の信用棄損等の目的等を有する場合を除き、内閣府令で定める一定の金額以上の金銭債権を行使するため確認の必要がある場合に限り、取引デジタル・プラットフォーム提供者に対し、その通信販売取引の相手方である販売業者等に対する債権の行使のために必要な情報として内閣府令で定めるもの(名称、住所等)の開示を請求することができるものとするのが提案されています。

この請求を行う消費者は、確認を必要とする情報及びその理由を明らかにしなければならず、また、この開示請求は、消費者が販売業者等の特定商取引法に基づく表記によって、当該販売業者等と連絡することが可能である場合や、許認可事業者名簿等のオープンデータが利用可能である場合には利用できないといった補充性の要件が課されるようであり、こうした点は今後ガイド

ライン等で明確化される模様です。さらに、開示をしようとする取引デジタル・プラットフォーム提供者は、販売業者等と連絡することができない場合を除き、当該販売業者等の意見を聴かなければならないともされています。

なお、本報告書では、個人情報保護法との関係性についても整理する必要がある旨に言及がされています。一方、2020年12月24日に開催された検討会は、このような情報の開示請求権については、総務省の発信者情報開示の在り方に関する研究会において慎重な議論が行われてきたことを踏まえる必要性について指摘されましたが、本報告書では、言及がありません。

⑤ 取引デジタル・プラットフォーム官民協議会

消費者庁は、国の関係行政機関、独立行政法人、取引デジタル・プラットフォーム提供者からなる団体、消費者団体等により構成される取引デジタル・プラットフォーム官民協議会を組織するものとされています。これは、取引デジタル・プラットフォームを巡る課題について、まさに当事者である取引デジタル・プラットフォーム提供者や消費者と、行政等が連携して課題解決を目指す共同規制の一例です。

⑥ 申出制度

何人も、取引デジタル・プラットフォームを利用する消費者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、消費者庁に対し適当な措置をとるべきことを申し出ることができ、消費者庁は、これを受けて、必要な調査を行い、申出の内容が事実であると認めるときは、適当な措置を講じるものとされています。全ての申出に対して消費者庁が調査義務を負うのか、調査義務を負う場合に実務的にどの程度の調査がなされるのかは、本報告書からは明らかではありません。

4 今後の動向について

今後は、本報告書をベースに、新法の制定準備が進み、今国会中の法案提出が目指されていると報じられています。そうした立法動向とともに、2021年2月1日からは主に BtoB 取引におけるビジネスユーザーの保護を念頭に置いた「特定デジタル・プラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」⁶の施行も始まりました。新法との役割分担や運用上の相互作用も注視していく必要があるでしょう。



もりた た え こ
森田 多恵子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

t.morita@nishimura.com

2004年弁護士登録、2011年ニューヨーク州弁護士。会社法・金商法を中心とする一般企業法務、コーポレートガバナンス、消費者契約法、景品表示法等の消費者法制等を取り扱う。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士

t.tsunoda@nishimura.com

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、IT/デジタル、プラットフォーム規制や、通商法、データ保護法、会社法等を幅広く担当。近時の著作として、「プラットフォーム事業者側の視点（特集：プラットフォーム規制の現在地）」(ジュリスト1545号)、「ビッグデータと単独行為（特集：プラットフォームと競争法）」(ジュリスト1508号)等がある。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

⁶ https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=502AC0000000038_20210602_00000000000000

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>